

土地家屋調査士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定
 (令和5年3月13日付け)を受けた者の申請番号

申請法務局 東京

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16

申請法務局 横浜

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10						

申請法務局 さいたま

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9							

申請法務局 千葉

申請番号							
1	2	3	4				

申請法務局 水戸

申請番号							
1							

申請法務局 宇都宮

申請番号							
1	2						

申請法務局 前橋

申請番号							
1	2	3	4				

申請法務局 静岡

申請番号							
1	2	3	4	5	6		

申請法務局 大阪

申請番号							
1	2	3	4	5			

申請法務局 大津

申請番号							
1							

申請法務局 名古屋

申請番号				
1	2	3	4	5

申請法務局 津

申請番号
1

申請法務局 岐阜

申請番号	
1	2

申請法務局 広島

申請番号		
1	2	3

申請法務局 岡山

申請番号	
1	2

申請法務局 鳥取

申請番号	
1	2

申請法務局 福岡

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12				

申請法務局 長崎

申請番号					
1	2	3	4	5	6

申請法務局 大分

申請番号
1

申請法務局 熊本

申請番号		
1	2	3

申請法務局 鹿児島

申請番号	
1	

申請法務局 那覇

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11					

申請法務局 仙台

申請番号	
1	2

申請法務局 福島

申請番号			
1	2	3	4

申請法務局 山形

申請番号		
1	2	3

申請法務局 盛岡

申請番号	
1	2

申請法務局 札幌

申請番号	
1	2

申請法務局 釧路

申請番号	
1	2

申請法務局 高知

申請番号		
1	2	3